

理容師養成施設並びに美容師養成施設の運営について（昭和41年2月16日環衛第5016号各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通知）

標記については、理容師法施行規則第11条及び美容師法施行規則第10条の指定基準並びに諸通知により、種々御配意を煩わしてきたところであるが、昨今、養成施設の内容変更、新規指定申請時等において関係法令等に照し検討するに種々の問題点が多々みうけられるので本来の教育機関としての機能を確保するためここに養成施設の体質改善を図り、健全な運営を一段と推進するため、当面する問題点についての取り扱いを左記のとおり示したので、この旨を管下養成施設の設立者等に周知徹底されるとともに運営に遺憾のないよう厳正な指導監督を行われたくお願ひする。

おつて、当該施設の原状と問題点の調査が必要であり、これがため今般別添のとおり「理容師養成施設並びに美容師養成施設指導調査要綱」を策定したので、各都道府県におかれでは、これが適正な実施に努められたい。

1 定員

生徒定員は入所時点で厳守しなければならない。しかし、止むを得ない事由により超過する場合は、10%程度とすること。なお、通信課程にあつては中退者の状況等も考慮すること。

なお、通信課程は修業期間が2カ年間であるから例えば定員200名の場合は各年の定員は100名となるものであること。

2 入所時期

入所時期は養成施設の実情に応じて定めることは差し支えないが、年2回に入所させる場合にあっても、学習管理上同時に授業を行なう場合の1教室の生徒は50人を標準とすること。

3 入所資格の確認

入所資格は学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であるが、入所選考時にあたっては最終学歴証明書等を徵し確認すること。

4 施設費等の徵収

入学料、授業料及び実習費以外は徵収してはならない。ただし、校舎増改築等の臨時の支出の際に止むを得ず徵収する場合には、生徒に一時に無理な負担にならないようその額及び徵収方法に十分考慮するとともに徵収に当つては、その目的、用途等を明確にし、いやしくも他の経常経費等に流用することのないよう厳に留意すること。

5 学籍簿及び履修簿の整備

学籍簿、履修簿（従来の生徒出席簿）の様式については、昭和34年4月3日衛環第14号環境衛生課長通知で示し実施されてきたが、今般別添様式（1）、（2）のごとく改訂したので参考のうえ整備されたいこと。

6 教員の充実

教員は資格を有する者であるとともに専任教員の確保に努められたいこと。

なお、外来講師については出講率の向上に努めるとともに、出講率の悪い講師は交代してもらう等の処置をとり改善に努めること。

7 授業時間

昼間課程の授業時間割の策定に当つては、学習活動の最低期間を40週間とし、1週間の学習時間は33時間として1时限の授業時間は50分とすること。ただし、各養成施設が設ける独自の教科及び履修時間の不足した者のために行なう補修補講の時間は計算されていないため、別に計画して運用することは、もとより望ましいものであること。

8 実験器具の整備

実験器具一揃とは最小限別表に示す器具、器材とし、これが整備に努められたいこと。

9 通信課程の面接指導

通信課程の面接指導を実施せず卒業させることなく、面接指導は必ず実施すること。

10 卒業の認定方法

施設長は卒業の認定を行なう場合は、修業期間、履修単位（各教科課目別の法定授業時間数）以上に足りないかどうかを十分検討するとともに学習評価を行ない慎重に認定を行なうこと。

11 実地練習生の適正配置

実地練習生の配置にあつては、広く理・美容所から公募し、申込みのあつた場合は養成施設内に公示し生徒に実地練習を行なう当該理・美容所の選択の自由を与える等一般公募の方法により厳正に取り扱うものであること。

12 実地練習の場所

実地練習は理容所又は美容所において実際に業務に従事するのと同一条件のもとにおいて客に接し、習練させようとする趣旨のものであるから養成施設において実施してはならないこと。

13 指定の申請並びに変更等の承認の申請手続き期限の遵守

申請書を提出する際は理容師法施行規則並びに美容師法施行規則に定められている期限内に各都道府県知事を経由して厚生大臣に必着するよう提出すること。

なお、提出期限に遅延した場合は事務処理上支障を来たすので受理できないこと。

別表 (略)

別添 理容師養成施設並びに美容師養成施設指導調査要綱

1 指導調査の意義

指導調査は、理容師法、美容師法に基づき、厚生大臣の指定した養成施設の適正かつ効率的な運営を確保するための指導的機能を重視した調査であります。

2 指導調査の目的

理容師養成施設並びに美容師養成施設指導調査（以下「指導調査」という。）は養成施設の教育内容、施設管理等運営全般についての適否を関係法令及び指導通知等に照し、充分検討し、是正改善を要する場合は必要な措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて関係者にその責務を自覚せしめ養成施設の改善強化を図ることによつて適正なる運営を促進せしめるものであります。

3 指導調査の実施回数

都道府県は少くとも年1回指定養成施設の指導調査を行なつて下さい。

4 指導調査を行なう事項

養成施設の事務取扱手続きが適正かつ合理的になされているか、その他全般的業務の運営体制が確立されているかどうかを検討するほか、次の事項についても検討すること。

(1) 組織機構と職員の配置状況

(2) 学籍簿等諸帖簿の整備状況及び事務処理状況

(3) 定員の遵守状況

(4) 教科課程と授業時間数の状況

(5) 施設設備の整備状況

(6) 入所資格の審査状況

(7) 全教科課程修了の認定状況

(8) 予算の編成と執行状況

(9) 授業料等の額及びその徴収方法の状況

(10) 生徒募集規定及び学則等の状況

5 指導調査票

別紙様式「理容師養成施設並びに美容師養成施設指導調査票」に準拠して下さい。

6 指導調査結果の検討及び措置

(1) 指導調査結果については、綿密に検討し、その結果違反事項等問題点がある場合は厚生省に別紙様式「指導調査結果報告書」により報告するとともに国及び都道府県相互において連絡協議のうえ、その問題点の解消に努めるよう必要な措置をとつて下さい。

(2) 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、必要に応じ係官を派遣してその状況を確認して下さい。なお、都道府県は指示事項の改善状況を別紙様式「指摘事項に対する改善状況報告書」により厚生省に報告して下さい。

美容師法の疑義について（昭和42年2月16日環衛第7030号各都道府県・各政令市衛生主管部(局)長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長通知）

標題について別添1のとおり照会があり別添2のとおり回答したので御了知ありたい。

別添1

(昭和41年9月30日41衛公環発第382号厚生省環境衛生局環境衛生課長あて東京都衛生局公衆衛生部長照会)

このことについて、従来、本都としては美容師法第2条の定義中、容姿とは主として首から上部、マニキュアおよびペディキュアと限定して解釈し法を運用してきたが、最近全身美容と称し一般の美容室に附属する全身美容室を設け、或いは全身美容のみを専門として営業する者が多数であるので、前記定義を全身を含むものとして解釈してよろしいかどうか至急ご回答をお願いします。

なお、全身美容の営業内容は化粧品等を使用して全身に対する作業を行い、或いはむし風呂、白湯、牛乳、レモン風呂等入浴施設を設け、美顔術と併用して全身のマッサージ等を行なうものである。

別添2

(昭和42年2月16日環衛第7030号東京都衛生局公衆衛生部長あて厚生省環境衛生局環境衛生課長回答)

昭和41年9月30日付け41衛公環発第382号をもつて照会のあつた標記について左記のとおり回答する。

記

美容師法第2条第1項に規定する「美容」は、「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法」によるものに限られており、この「等」に含まれる方法も例示の趣旨に照らして、当然に一定の限界があると解すべきである。すなわち、例示の方法は通常首から上の容姿を美しくするために用いられるものであり、それが多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるものと解すべきである。したがつて、御照会のようないわゆる全身美容を目的とする行為はその方法または対象が前記とは著しく異なるものであつて、現行の美容師法における「美容」には該当しないと解する。

なお、全身美容の目的をもつて入浴施設を備え多数人を反覆継続して入浴させるときは当該営業について公衆浴場法の適用があることを申し添える。

理容師法及び美容師法の運用について（昭和56年4月25日環指第77号千葉県衛生部長あて厚生省環境衛生局指導課長回答）

（昭和55年12月9日衛第297号厚生省環境衛生局長あて千葉県衛生部長照会）

理容師法第1条第1項に規定する理容の行為及び美容師法第2条第1項に規定する美容の行為の範囲については、昭和53年12月5日付け環指第149号により通知されているところでありますが、このたび理容所内に「美顔コーナー」を設置し、理容師が客の性別、頭髪の刈込、顔そり等の施術に關係なく料金2000円を徴して、美顔器具を用い美顔の施術（マッサージ等別添資料）を行いたい旨の照会があつた。本行為は、美容師法第2条第1項に規定する範囲に含まれ、理容師法第1条第1項に規定する範囲に含まれないと解釈しておりますが、左記事項につき回答くださるようお願ひいたします。

記

- 1 「美顔施術」は、理容師法の範囲に含まれるか。
- 2 「美顔施術」は、美容師法の範囲に含まれるか。
- 3 「美顔施術」が、理、美容師法のいずれかの範囲に含まれる場合は、その判断はどのようにするか。

（昭和56年4月25日環指第77号千葉県衛生部長あて厚生省環境衛生局指導課長回答）

昭和55年12月9日付け衛第297号をもつて照会のあつた標記について次のとおり回答する。

記

いわゆる美顔施術(医療行為又は医療類似行為である場合を除く。)については、当該施術が容姿を整え、又は美しくするために化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うに当たつて公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる。個々の施術が、理容に当たるか美容に当たるかは、その行為の目的、形態等に照らして判断すべきものである。なお、いわゆる美顔施術であつても、当該施術が簡易なマッサージ、膚の汚れ落し程度のものである場合には、理容師法及び美容師法のいずれの対象ともならない。

理容師養成施設の教科課程の基準について（平成10年2月3日生衛発第122号各都道府県知事あて厚生省生活衛生局長通知）

理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下「指定規則」という。）が平成10年1月27日付で公布され、平成10年4月1日より施行されることとなつたが、理容師養成施設の教科課程の基準については、指定規則第5条に基づき、別紙のとおり定め、平成10年4月1日から施行することとしたので、貴管下における理容師養成施設に対してその旨周知徹底願いたい。

なお、「理容師養成施設の教科課程の基準及び美容師養成施設の教科課程の基準」（昭和38年10月12日環発第454号各都道府県知事あて厚生省環境衛生局長通知）は、平成10年4月1日をもって廃止する。また、平成10年3月31日以前に理容師養成施設に入所した生徒であつて、指定規則の施行の際現に入所中の生徒については、当該生徒の履修が終了するまでの間は、従前の教科課程の基準によるものとする。

理容師養成施設の教科課程の基準

目次

第1章 総則
第1節 教科課程の編成
第2節 学習指導上の留意事項
第3節 卒業の認定
第4節 通信課程における教科課程の特例
第2章 必修課目
第1節 関係法規・制度
第2節 衛生管理
第3節 理容保健
第4節 理容の物理・化学
第5節 理容文化論
第6節 理容技術理論
第7節 理容運営管理
第8節 理容実習
第3章 選択必修課目
第1節 一般教養課目群
第2節 専門教育課目群

第1章 総則

第1節 教科課程の編成

第1款 一般方針

理容師養成施設における教科課程は、消費者の理容業に対する需要、科学技術の進歩、生徒の生活環境、地域の実態等を勘案しつつ、理容技術の専門家であるとともに、地域の保健衛生の担い手でもある理容師の養成にふさわしい内容にしなければならない。

第2款 必修課目

- 1 必修の教科課目のうち、必修課目は、関係法規・制度、衛生管理、理容保健、理容の物理・化学、理容文化論、理容技術理論、理容運営管理及び理容実習の8課目となっている。
- 2 各養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに次の表のとおり定められている授業時間数を標準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な授業時間数を定めるものとする。ただし、通信課程については、第4節に定めるところによるものとする。

関係法規・制度	30時間	衛生管理	90時間
理容保健	120時間	理容の物理・化学	90時間
理容文化論	90時間	理容技術理論	120時間
理容運営管理	60時間	理容実習	800時間
計			1,400時間

- 3 授業の1単位時間は50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができる。ただし、理容実習の授業時間については、原則として、1回あたり2単位時間を配当するものとする。
- 4 非常災害などによって、所定の時間の授業を実施できなかつた場合においても、必修課目

については、その所定授業時間を下ることのないよう補習授業の実施などの措置をとるものとする。

- 5 美容師養成施設を卒業した者が理容師養成施設において履修する場合にあっては、関係法規・制度、衛生管理、理容保健及び理容の物理・化学の各教科課目のうち、その者が履修した美容師養成施設の教科課程を通じて同一の内容である教科課目の履修を免除することができる。

第3款 選択必修課目

- 1 各養成施設においては、必修の教科課目として、必修課目以外に適当な選択必修課目を設定することとなっている。
- 2 選択必修課目の内容は、日本語、芸術、エステティック技術、理容カウンセリングなど、幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門職業人としての自覚をかん養するものでなければならない。
- 3 選択必修課目については、第3章に示す一般教養課目群及び専門教育課目群の実施方針に則り、課目の例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配意しつつ、各養成施設において独自に設定するものとする。
- 4 選択必修課目、校外実習などの実施にあたっては、生徒の負担加重とならないように、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならない。この場合、これらの実施によって、必修課目の授業時間数が所定授業時間数を下まわることのないように留意する。
- 5 各養成施設においては、選択必修課目の各教科課目について、その内容等に応じて適切な授業時間数を定めるものとする。この場合、一般教養課目群に属する教科課目の授業時間数は、1課目につき15時間以上、専門教育課目群に属する教科課目の授業時間数は、1課目につき60時間以上とし、選択必修課目の総授業時間数は、600時間（左記6の定めるところにより、授業時間等を単位に換算する場合においては、20単位）を標準とする。ただし、通信課程においては、第4節の定めるところによるものとする。
- 6 選択必修課目の授業時間等を単位に換算する場合においては、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって単位数に換算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間もって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。
 - (3) 通信授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材の学修をもって1単位とする。
- 7 授業の1単位時間は、50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができる。
- 8 各養成施設においては、他の養成施設の選択必修課目若しくは専修学校における授業課目の履修、大学、短期大学若しくは高等専門学校の課程における学修、大学、短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修のうち、養成施設が適当と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択必修課目の総授業時間数又は総単位数の4分の1を超えない範囲で、当該養成施設における選択必修課目の履修とみなすことができる。

第2節 学習指導上の留意事項

- 1 各養成施設においては、必修課目、選択必修課目、校外実習などについて、相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるように努めなければならない。このため、各養成施設においては、必ず、学期又は月ごとに総合的教育計画を作成し、具体的な指導の目標を明確にするとともに、実際に指導する事項を選定配列しなければならない。
- 2 第2章に示す必修課目の各項目の内容及び第3章に示す選択必修課目の課目の例に掲げる事項は、指導の一例であって、各養成施設においては、各項目のまとめ方や順序などを工夫し、学習効果を高めるように努めなければならない。
- 3 必修課目と選択必修課目とを合わせた総授業時間数は、1年あたり1,000時間を標準とする。
- 4 各教科課目の教授にあたっては、特に理容の業務の実際と直接関係の深い事項について、その関連性を強調するとともに実験や実習などをを行うことによって、それらの事項を十分に理解させるように努めなければならない。
- 5 指導にあたっては、常にその教育目的の達成に心がけ、特に次の事項に留意する。
 - (1) 生徒の経験、能力や生活環境を十分に理解しておくこと。
 - (2) 理容業務の実情や科学技術の進歩に対応して常に教育方法、事項の見直しに努めること。
 - (3) 学習の目標を生徒に十分理解させること。
 - (4) 生徒の興味や関心を重んじ、自主的自発的な学習をするように導くこと。
 - (5) 集団活動を通じて生徒の社会性と協同性をかん養するとともに、生徒の個人差に留意して

指導し、それぞれの生徒の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること。

- (6) 教科書その他の教材、教具などについて常に研究し、その活用に努めること。
- (7) 専門的職業教育の本旨に則り、将来、理容業に従事する者として必要な心構えを養わせること。

- (8) 定期試験などによって指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努めること。

6 この基準において、次の各項目に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項目に定めるところによるものとする。

- (1) 「知らせる」及び「述べる」あることがらを話す、見せる、読ませるなど適当な方法によつて説明することをいう。
- (2) 「理解させる」あることがらについてよく知らせたうえ、生徒の全員が納得できるまで質問を受けたり、復習させたり、設問して考えさせたりすることをいう。
- (3) 「身につけさせる」主として技術に関することがらについて理解させる場合について用い、知らせたことを実習させたり、見学させたり、体得させることをいう。
- (4) 「学ばせる」あることがらについて、知らせたり理解させるばかりでなく、そのことがらについての興味や関心を誘発したり、進んで研究調査するようにしむけたり、共同学習をさせたり、問題を与えてレポートを提出させるなど、いろいろな方法を講じて、学習の効果を十分に高めることをいう。

第3節 卒業の認定

- 1 各養成施設においては、卒業までに履修すべき教科課目及びその授業時間数等に関する事項を定めるものとする。このうち、必修課目の課目ごとの授業時間数等については、第1節に示す授業時間数を標準（通信課程にあっては第4節に示す添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準）に卒業の基準を設定する。
- 2 各養成施設においては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従つて所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。

第4節 通信課程における教科課程の特例

通信課程における教科課程については、第1節から第3節（第1節第3款の8及び第2節の3を除く。）までに定めるところによるほか、左記に定めるところによる。

- 1 通信課程を設ける養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに次の表に示す添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づいて、適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定めるものとする。ただし、理容所の従事者である生徒に対する面接授業にあっては、括弧内の数字によることができる。

教科課目	添削指導	面接授業
関係法規・制度	3回以上	10（10）時間以上
衛生管理	4回以上	30（30）時間以上
理容保健	4回以上	30（30）時間以上
理容の物理・化学	2回以上	30（30）時間以上
理容文化論	3回以上	15（10）時間以上
理容技術理論	5回以上	15（5）時間以上
理容運営管理	4回以上	10（5）時間以上
理容実習	6回以上	450（175）時間以上

- 2 通信課程を設ける養成施設においては、選択必修課目について、合計600時間（第1節第3款の6の定めるところにより、授業時間等を単位に換算する場合においては、20単位）の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各教科課目の内容等に応じて適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定めるものとする。この場合、実習を伴う教科課目の面接授業の授業時間数については、1課目につき10時間（理容所の従業員に対しては5時間）以上を基準とする。

- 3 通信課程を設ける養成施設においては、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」に従い、適切に授業を行わなければならない。

第2章 必修課目

第1節 関係法規・制度

第1款 実施方針

- 1 理容師の業務に關係する衛生法規・制度及び消費者保護法規・制度について、正しい知識を習得しておかなければならぬ必要性を理解させ、あわせて、公衆衛生を担う理容師の社

会的責務、職業倫理について、自覚を促す。

- 2 理容の業務に関する規定内容を正確に理解させるとともに、衛生法規が、理容業を行う場合の指針として有する意義を把握させる。

第2款 各項目の内容

1 衛生行政

- (1) 社会生活のなかでの法律、政治、行政の役割、機能など衛生法規を学ぶために必要な基礎的事項について理解させる。
(2) わが国の行政の仕組み、国の行政と地方の行政との関係などについて理解させる。
(3) 衛生行政とはどのような行政か、衛生行政の目標、衛生行政の種類など衛生行政の意義について知らせる。
(4) 衛生行政を行う行政機関について述べ、特に理容業と関係の深い保健所について、その任務や活動及び組織を理解させる。

2 理容師法

- (1) 理容師法がどのような沿革を経て現在の姿になったかを知らせ、これらの法律の目的と意義について理解させる。
(2) 理容に関する用語が法律でどのように定義されているかを理解させる。
(3) 理容師について、その意義、免許制度、免許手続、免許の欠格要件、免許の登録などを理解させる。
(4) 理容師試験について、その意義、試験の内容及び受験の手続を理解させる。
(5) 養成施設について、その課程、教科課目などを知らせる。
(6) 理容師の業務上の遵守事項、業務を行う場所などに関する法律の規定について理解させる。特に、理容師の講じるべき衛生措置について、その意義と内容を十分に理解せしることにより、公衆衛生における理容師の職責を自覚させる。
(7) 理容所の開設などの届出、施設の検査確認、理容所について講じなければならない衛生措置など理容所に関する規制の内容を十分に理解させる。
(8) 理容師の免許取消、業務停止について、その内容を理解させる。
(9) 理容所の閉鎖命令について、その内容を理解させる。
(10) 理容師法の罰則について、その内容を理解させる。

3 その他の関係法規

理容師法以外に理容に関係のある法律にはどのようなものがあるかを述べ、そのうち、特に密接な関係のあるものについては、その目的と内容のあらましを知らせる。なかでも、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律及び消費者保護関連法規については、その意義と内容とを十分に理解させるように配慮する。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 もよりの保健所の活動の実例を示し、保健所がどのような活動をするところか、理容の業務とどのように関連するかを理解させる。
2 理容所の衛生措置などについて、生徒の間で自由討論を行なわせ、討論を通じて衛生措置の意義と内容とを理解させるとともに、理容師の職責と倫理規範を学ばせる。
3 理容所を見学させ、実際の理容の業務内容、業務上注意すべき事項などを理解させる。

第2節 衛生管理

第1款 実施方針

- 1 公衆衛生の意義と本質とを明らかにすることによって、理容師が公衆衛生の維持と増進について重大な責務を担わなければならない理由は何かを十分に理解せしめることが必要である。特に、環境衛生の意義と目的について、理容師の業務と関連づけながら具体的に理解させる。
2 理容師の業務内容と感染症予防、環境衛生の保持との具体的な関連づけを重視して、理容における衛生措置の重要性について理解させる。特に、理容器具などの消毒法は、理容業務の衛生性を担保するうえで最も重要な技術であるので、その意義と原理について十分に理解せしるとともに、その適正な実施方法を身につけさせることが肝要である。

第2款 各項目の内容

1 公衆衛生概説

- (1) 公衆衛生の意義について理解せしるとともに、公衆衛生が日常生活あるいは理容業とどのように結びつくか、公衆衛生の発展向上のために理容師として何をなすべきかを理解させる。
(2) 公衆衛生の歴史を概観し、公衆衛生の思想がどのように発展してきたかを知らせ

る。

- (3) 公衆衛生は、対人的な予防衛生と対物的な環境衛生とに大別されることを知らせ、さらに環境衛生が健康で文化的な生活の基盤をなすものであることを理解させる。
- (4) 保健所の機能、組織、業務などについて知らせ、保健所が地域の保健衛生行政において、中核的存在であること及び理容業と保健所とは密接な関係があることを理解させる。

2 感染症

- (1) 理容の業務を行ううえで、どのような感染症に注意すべきかを具体的に示すとともに、その予防対策について系統的に理解させる。
- (2) 理容所における衛生措置、特に消毒の意義について、感染症対策と関連づけて理解させる。

3 環境衛生

- (1) 環境衛生の意義と内容を理解させるとともに、理容所において特に注意しなければならない点について理解させる。
- (2) 理容所における環境衛生、特に採光、照明、換気、床などの構造設備、衣服の衛生について理解させる。
- (3) 理容所における廃棄物処理、環境保全対策について理解させる。

4 衛生管理技術

- (1) 理容所における衛生管理、特に消毒の意義と目的について理解させる。
- (2) 消毒方法の種類、原理、特徴について具体的に説明する。
- (3) 理容器具などの対象物の材質、構造などに応じた適切な消毒方法の選択と適正な実施方法について学ばせる。
- (4) 理容所において用いられている代表的な消毒方法について、正しい操作方法を確実に身につけさせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 衛生管理は理容業務の基本であるので、単に学説、理論の羅列的説明にとどまらず理容との関連に配意しつつ、その重要性を認識させ、具体的かつ実践的な知識・技術の習得に努めさせる。
- 2 必要に応じて、各種の統計資料、スライド、オーバーヘッドプロジェクター(OHP)、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験を行ったり、保健所、理容所への見学などを行ったりして学習効果を高める。

第3節 理容保健

第1款 実施方針

- 1 理容技術の基礎となる人体組織、特に皮膚及び毛髪などの皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識の習得を目的とする。
- 2 理容の業務を安全かつ効果的に行うためには、皮膚、毛髪などに関する正確な科学的知識が不可欠であることを理解させる。

第2款 各項目の内容

1 人体の構造及び機能

- (1) 人体の構造と機能に関する基本的事項について理解させる。
- (2) 骨格、筋肉、各種臓器の種類、構造、機能について理解させる。
- (3) 人体の調整機能(神経、内分泌、免疫)のしくみについて理解させる。
- (4) 人体の構造、機能と疾病との関連について理解させる。

2 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能

- (1) 皮膚、皮膚付属器官(毛髪、爪、脂せん、汗せんなど)の構造について理解させる。
- (2) 皮膚の生理的作用について理解させるとともに、これらの作用と理容との関係について学ばせる。
- (3) 毛髪、爪の生理的意義と特性について、理容技術との関連に配意しつつ理解させる。

3 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生

- (1) 皮膚、皮膚付属器官の状態に影響を与える因子にはどのようなものがあるか知らせる。
- (2) 皮膚、皮膚付属器官を健康に保つための方法について述べ、理容の施術を安全かつ効果的に行うために注意すべき事項について学ばせる。特に、毛髪の保健衛生については、理容技術の基礎であることから、重点をおいて学ばせる。

4 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

- (1) 主な皮膚、皮膚付属器官の疾患の種類、原因、症状、予防・治療法について、理容の施術と関連づけながら理解させる。
- (2) 香粧品によるかぶれについて、その発生機序と予防法との概略を述べ、理容の業務にお

いて注意すべき点は何かを学ばせる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 必要に応じて、各種の模型、標本、スライド、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験や観察を行って学習効果を高める。
- 2 本課目は、安全で効果的な理容技術を提供するための基礎となるものであるから、特に、皮膚、毛髪などに関する講義にあたっては、常に理容業務との関連に配意しつつ、具体的な例をあげることによって生徒の理解を高めるようとする。
- 3 皮膚、毛髪の保健衛生については、衛生管理と関連させながら体系的な知識、技術の習得に努めさせる。

第4節 理容の物理・化学

第1款 実施方針

- 1 理容の業務を安全かつ効果的に行うためには、正確な科学的知識と合理的思考に裏付けられた理容器具や香粧品の適正な取り扱いが不可欠であることを理解させる。
- 2 特に、物理・化学の基本原理についての理解とその応用能力とが、理容師にとって、きわめて重要な意義を持つものであることを理解させ、理容器具や香粧品の合理的な取り扱い方法に習熟させる。あわせて、理容器具や香粧品による危害を防止するための使用上の注意を学ばせる。
- 3 特に、香粧品は、理容技術を行ううえで欠くことのできないものである反面、その使用方法を誤れば重大な健康被害を起こすおそれがあるものであることから、その化学的な性質を理解させるとともに、これを正しく使用するためには正確な知識と適正な技術とを身につけることが重要であることを認識させる。

第2款 各項目の内容

1 理容の物理

- (1) 熱伝導、光、電磁気など物理の基本原理について、理容技術の実例に則して理解させる。
- (2) 理容で使用する主な機械器具の構造、原理、機能、操作方法について、物理の基本事項を学ばせる。
- (3) 刃物、はさみの材料として使用される金属の物性などについて学ばせる。
- (4) 理容で使用する主な機械器具の使用上の注意、保守管理の方法について理解させる。

2 香粧品の化学

- (1) 物質の相変化、溶液、酸アルカリ、酸化還元反応など化学の基本原理について、理容技術の実例に即して理解させる。
- (2) 化学薬品の取扱、溶液の調整法など化学の基本操作を身につけさせる。
- (3) 石けん、洗剤、化粧水、ヘアシャンプー、ヘアリンス、整髪料、養毛剤、染毛剤、除毛剤、パーマ液など理容において使用される主な香粧品の種類、使用目的、成分、作用原理、使用上の注意について理解させる。

第3款 学習指導上の留意事項

- 1 必要に応じて、各種の模型、スライド、OHP、ビデオなどの視聴覚教材を用いたり、実験や観察を行って学習効果を高める。
- 2 特に、実験や観察は物理や化学の基本を理解するうえで不可欠の学習方法であるから、これらの授業にあたっては、講義に片寄らず、できるだけ多くの実験や観察の機会を設け、科学的思考方法を身につけさせることが望ましい。
- 3 理論や法則を羅列する講義に終始することを避け、常に理容の業務との関連性を念頭におきつつ、物理や化学に関する正確な知識と理解とが理容師の業務を全うするために重要なことを生徒に認識させることが必要である。

第5節 理容文化論

第1款 実施方針

- 1 理容業の使命のひとつが、よりすぐれた人間美の創造、実現にあることをよく認識させ、この使命の達成のために必要な美的感覚を身につけ、これを洗練し、芸術的な表現力と鑑賞力を養う。
- 2 理容の業務を全うするためには、確かな技術力を身につけるとともに、豊かな感性に裏打ちされた優れた表現力を養うことが必要であることを自覚させる。

第2款 各項目の内容